

## 領土と国益

### ードイツ東方国境紛争から日本を展望するー

佐藤成基 (法政大学)

#### 1 戦後ドイツ東方国境紛争の「特殊な道」

■20世紀における領土紛争のナショナル化:「わが国土」の保全→「国民国家」としての正当性(「主権的なるものとして想像された共同体」の国家←「民族自決」「国民主権」という国際規範)→譲歩の困難(国民世論からの反発)

⇒領土紛争の困難さ:「主権」の対決→経済的取引との違い(“win-win”、“fifty-fifty”、“引き分け”、etc.の困難)→①戦争、②譲渡、③「棚上げ」(岡田 2012)

■戦後ドイツの東方国境紛争⇒ドイツの全面的譲渡(「放棄」)による解決(…特異なケース)

1) なぜ可能だったのか?

2) 現在の日本の領土問題にとって指針になりうるのか?(東方領土問題と北方領土問題の発生経緯の類似性→その後の対照的な経過→その比較を通じて)

#### 2 東方国境紛争の経緯

##### ■発生

・第二次大戦末期のソ連軍の侵攻→オーデル=ナイセ線の形成(1945年8月ポツダム協定)

ケーニヒスベルクとその周辺はソ連へ移譲、その他のオーデル=ナイセ線以東の「旧ドイツ領」は「最終的なポーランド西側国境の確定の時までポーランド国家の行政下に置かれる」→最終的な国境確定は平和条約で

・ドイツ人の「追放」(1944年秋~1950年):全体で約1200万人(死亡者数は含まず)、内東方領土からは約700万→「被追放者」(佐藤 2008: 61)

##### ■戦後の失地回復要求

・ドイツ民主共和国→1950年7月ゲルリッツ協定→オーデル=ナイセ線承認(「平和と友好の国境」)

・ドイツ連邦共和国→政府、主要諸政党(ドイツ共産党を除く)、国民世論の大多数はオーデル=ナイセ線承認せず

・公式の立場:「1937年12月31日時点での国境線におけるドイツは戦後も存続する」(ロンドン協定、ポツダム協定、大西洋憲章(領土不拡大の原則)+ドイツ民族の「自決権」→国際規範上の正当性)→「再統一」の国家目標

・世論調査の結果:1951年80%否認(別表参照)

・地図の描出(「1937年のドイツ」が描かれる)

(表) 世論調査に見るオーデル＝ナイセ線の承認(アレンスバッハ研究所)

(%)	1951	1956	1959	1962	1964	1966	1967	1969	1970	1972	1989	1991(A/N)*
認める	8	9	12	26	22	27	46	42	58	61	42	70 / 76
認めない	80	73	67	50	59	54	35	38	25	16	32	15 / 12
わからない	12	18	21	24	19	19	19	20	17	21	26	15 / 12

(佐藤 2008: 394)

\*1991年「A/N」は「旧連邦州／新連邦州」を区別して表記

### ■ブランドの「新東方政策」

・モスクワ・ワルシャワ条約(1970年)→オーデル＝ナイセ線を「ポーランド人民共和国の西側の国境」として「確認」、「国境の不可侵性」を保証(→しかし最終的な国境の法的確定は平和条約の締結時)

・反対派(CDU/CSU、被追放者諸団体)の激しい抵抗(ポツダム協定違反、ドイツ人の「自由な自決」権の侵害、「追放の不正」の是認、被追放者や残留ドイツ人の人権侵害等が論拠)

・連邦議会での批准(1972年5月17日):賛成248、反対17、棄権231(→CDU/CSUからの賛成票ゼロ) + 議会決議:ワルシャワ・モスクワ条約は「暫定協定」、「国境の法的基礎」ではない→ドイツの国境は「未決定(offen)」(→条約の違憲訴訟→1973年7月の連邦憲法裁判所判決:1937年の「ドイツ帝国は存続する」)

・世論の変化(オーデル＝ナイセ線の承認:61%へ)、地図の描出

### ■ドイツ統一と最終的承認

・1990年6月21日連邦議会・人民会議での共通決議→オーデル＝ナイセ線の国際法的確定への「意志」の表明

・ドイツ・ポーランド国境条約(1990年11月14日)→連邦議会批准(1991年10月17日)(→反対票23のみ)

・世論の変化(1989年8月:承認42%→1991年9月:70%以上)

## 3 なぜ東方領土の「放棄」は可能だったのか?

### ■「現状(status quo)」の力

・冷戦体制→現状の固定化(特に1961年ベルリンの壁建設)→国境変更の現実的不可可能性

・世代の変化→記憶の希薄化

・被追放者の西ドイツ社会への統合→失地回復要求の弱まり

⇒正当化の問題(国民に対してどう説明するのか?)→「領土不拡大原則」「自決権」「追放の不正」等の国際規範に合致する「正論」に対抗し、国境承認(=「放棄」)を積極的に「正しい」とする論法の構築

### ■ナショナル・アイデンティティの力

・ナチズムというドイツ人共通の過去に基づく新たなアイデンティティの形成→「ナチスの犯罪と向き合う責務を背負わされたドイツ人」という自己理解=「ホロコースト・アイデンティティ」

「それは、ホロコーストという過去に対して境界線を引き、悲劇の繰り返しを避ける努力の上にアイデンティティを基礎づけている。」(Giesen 1993)

→1960年代に広まる(←ナチス犯罪司法追及の始まり)

・東方政策との関係：ナチス犯罪の過去→将来の「ヨーロッパの平和と和解」への貢献＝「ドイツ人の責務」→オーデル＝ナイセ線承認の必要性→ブランド政権の東方政策

「この政府は第二次大戦とヒットラー体制の国民的背信から生じたドイツ人民(民族)にとっての問題に対し、最終的にはヨーロッパの平和秩序の中でのみ答えを出すことができるという点から出発します。」(1969年10月28日、ブランド首相政府声明演説)

「ワルシャワ条約は邪悪な過去の苦しみと犠牲に幕を引くものです。……アウシュヴィッツの名は、両民族になお長く付きまとうでしょう。そしてわれわれに思い出させるのです。この世に地獄もありうるのだ、そしてわれわれはそれを経験したのだということ。しかしまた、この経験がわれわれに、将来への課題に対し、決然として対処するべく強いているのです。……この条約への合意、すなわち和解と平和への合意は、ドイツ史に対する信念でもあるのだと、私は言いたい。(1970年12月7日、ブランドがワルシャワ条約締結時に国内に向けた放送での演説)

「[モスクワ条約とワルシャワ条約は]東ヨーロッパとの関係を正常化を達成し、ヨーロッパに必要とされる緊張緩和へのドイツ連邦共和国の貢献を果たそうとする共通概念を持つところから出発しています。……ワルシャワ条約は、第二次大戦という恐るべき大事件とナチスの暴力的支配によって困難を背負わされている…[ドイツとポーランドの]隣国同士の関係の和解にとって、特別な政治的・道徳的意義をもっているのです。」(連邦議会外交委員会代表データー・ハーク、1972年5月10日連邦議会)

#### ■「国益」との合致

・東方領土の「放棄」→ヨーロッパの平和への貢献→イメージの改善(「不正の恐怖のシンボル」からの脱却)→国際社会からの信頼の回復

「ポーランドとの関係においてもまた、われわれは広い意味でのドイツの利益を見失ってはいません。ドイツの名前がもはや不正と恐怖のシンボルとして使われることがなくなり、和解と平和的協力関係への希望のしるしであるとされることを、われわれドイツの利益と見なすという意味において。」(1971年1月28日ブランドの連邦議会での演説)

「ワルシャワ条約は、東西の平和的共存とヨーロッパの安全保障の中核です。……この条約はヨーロッパ人が望むものを促進します。それはすなわち、旧世界の分裂を平和的交流と相互協力で緩和することです。」(ヴァルター・シェール外相、1972年2月23日連邦議会)

→「信頼の資本(Vertrauenskapital)」(ゲンシャー)の構築

「平和的で相互協力的、そして「ヨーロッパ的」であるということを包括的かつ明示的に表明することにより、西ドイツはゲンシャーの言う「信頼の資本」を東西両側において構築したのである。」(Ash 1993: 358)

→ドイツ統一への国際的承認（平和への貢献→「報復主義」への脅威の除去→諸隣国からの信頼の獲得）（1990年）→諸隣国との平和的・友好的共存

「連邦議会は……

ードイツ統一を通じてヨーロッパの平和秩序の構築、国境がもはや人を分け隔てることなく、すべてのヨーロッパ諸民族に対し、信頼に満ちた共同生活と全て人間の幸福のための包括的な協力、さらに持続的平和と自由と安定を保証するヨーロッパの平和秩序の構築に貢献することに努力しつつ、

ードイツ人により、ドイツの名によって行なわれた犯罪によってポーランド人民（民族）に恐るべき苦痛が加えられたことを自覚し、

ー自らの生まれた故郷から何百万ものドイツ人が追放されたドイツ人に大きな不正が行なわれたことを自覚し、

ー歴史の悲劇的で辛苦な側面に思いを致しながら、統一されたドイツとポーランド共和国が、ドイツ人とポーランド人の相互理解と和解（Verständigung und Versöhnung）を一貫して継続し、その関係を未来志向のものに仕向け、良き隣人関係のモデルを提供するという願望をもって……

統一ドイツとポーランド共和国との間にある境界線が、国際法的条約によって以下のように確定されるという意志を表明する。（以下略）（1990年6月21日連邦議会決議）

「われわれは、すべての隣人、パートナー、友人達が、自由な中で祖国の統一を完遂したいというわれわれの願望を支持してくれることを期待しなければなりません。……われわれは、ヨーロッパに多くの戦争、苦痛、危機をもたらした今世紀の最後に、すべての隣人達とともに、持続する相互理解と和解へと向かいたいと願っています。われわれは、新しい、統一されたヨーロッパをともにつくって行きたいと願っています。……自由の中で統一されたドイツは、二度と脅威にはなりません。……自由の下でのドイツの統一を完遂する歴史的チャンスを利用しようとするなら、ポーランドの西側国境に対し、明確な答えを出さなければならないのです。」

（ヘルムート・コール首相、1990年6月21日連邦議会）

#### 4 日本との比較

①ドイツの国境紛争：領域問題＋「人」問題（「追放」の不正、被追放者・残留ドイツ人の人権・故郷権、被追放者諸団体の強い影響力）→国境確定後も「人」問題残る（「追放の不正」「マイノリティの権利」）

⇔日本では領域問題中心（竹島や尖閣は無人島、北方領土「元島民」の影響力は？）

②ドイツ：領土の放棄を正当化する論法が存在←ナショナル・アイデンティティ←ナチズムの「過去」（＝絶対悪）についての国民的合意

⇔依然として「過去」に関して論争的な日本（例えば慰安婦問題）

③ドイツ：ヨーロッパという超国家的な関係性の場の設定→その規範枠組→領土放棄＝「ヨーロッパの平和への貢献」に対する諸外国からの肯定的評価→ドイツのイメージ転換、戦後国際秩序への復帰、ドイツ統一の支持、ヨーロッパ内での存在感の高まり→「規範的」な利得（「国益」）

⇔日本：「東アジア」等の超国家的な場（規範枠組）の不在→「譲歩」に対する肯定的評価が日本の「国益」へと還元される関係性が形成されず→国境紛争＝ゼロサムの権力政治

④日本：日米同盟の枠組を通じた戦後国際秩序への復帰→「アメリカ・ファクター」の強さ→日本を冷戦下の西側陣営に確保するための「楔」とされた領土問題（原 2005）

## 5 ドイツ東方国境紛争は日本にとっての指針になるのか

- ・即効性のある指針にはならない（上記②③の欠如→紛争中の領土の全面的譲渡は現実的に不可能）
- ・国益概念の再検討：「わが領土の回復」とは異なる国益概念（領土の譲渡→「信頼の資本」の獲得→「規範的」「道徳的」な利得）→領土＝国益ではない！

⇒国際的な相互協力関係の中で国益概念は変化する→領土領有をめぐるゼロサムの権力政治からの脱却→その可能性は…？

### 【参考文献】

Timothy Garton Ash, *In Europe's Name: Germany and the Divided Continent*. (Vintage Books, 1993).

Bernhard Giesen, *Die Intellektuellen und die Nation: Eine deutsche Achsenzeit*. (Suhrkamp, 1993)

岡田充『尖閣諸島問題 ―領土ナショナリズムの魔力』（蒼蒼社、2012）

佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土 ―戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』（新曜社、2008）

原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点 ―アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』（溪水社、2005）